

大牟田・荒尾清掃施設組合

新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査書
(概要版)

令和5年12月

大牟田・荒尾清掃施設組合

目 次

はじめに	1
第 1 章 施設の設置に関する計画等	1
1 施設の設置者の名称及び所在地	1
2 施設の設置場所	1
3 設置する施設の種類	1
4 事業の目的	1
5 施設において処理する廃棄物の種類	3
6 施設の処理能力	3
7 施設の処理方式	3
8 施設の構造及び設備	3
9 公害防止基準	6
10 収集・運搬計画	9
11 環境保全のための配慮措置	11
12 事業スケジュール案	12
第 2 章 生活環境影響調査項目の選定	13
1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目	13
第 3 章 生活環境影響調査の結果	15
1 大気質	15
2 騒音	18
3 振動	21
4 悪臭	23
第 4 章 総合評価	25

はじめに

大牟田・荒尾清掃施設組合が新たなごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設（以下「計画施設」という。）を整備するにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3の規定に基づく生活環境影響調査を実施しました。

本書は、周辺の地域環境に配慮した施設計画とするとともに、環境の保全のために講じる措置について検討を行った結果をとりまとめた生活環境影響調査書の概要を示したものです。

第1章 施設の設置に関する計画等

1. 施設の設置者の名称及び所在地

設置者の名称：大牟田・荒尾清掃施設組合
（管理者 関 好孝）

所在地：福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

2. 施設の設置場所

福岡県大牟田市健老町 473-1、474、475-1、475-2 番地

面積：約30,951m²（図1.2-1参照）

3. 設置する施設の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設

4. 事業の目的

大牟田・荒尾清掃施設組合（以下、「本組合」という。）は、福岡県大牟田市と熊本県荒尾市の2市で構成されており、燃えるごみの処理を行っています。

燃えるごみについては、本組合が所管する「大牟田・荒尾RDFセンター」（以下、「現施設」という。）で処理を行っています。燃えないごみ・資源ごみについては、各市所有の処理施設または民間事業者への委託等により処理を行っています。

現施設は、大牟田市健老町の大牟田エコタウンに他の関連3施設（大牟田市エコサンクセンター、大牟田リサイクル発電所、大牟田リサイクルプラザ）とともに設置されており、資源循環・環境共生型社会の形成と、広域的な環境保全等を目的に、環境リサイクル産業の具現化に寄与しています。

しかし、現施設は供用開始から20年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、本組合では、令和2年11月に「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、その計画に基づき、計画施設の整備を行うことにより、現施設の老朽化への対処、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進を図り、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めるものです。

なお、本施設整備事業の方向性、役割、機能、あり方等を共有する指標として、以下に示す施設整備基本方針を設定しています。

基本方針1：長期的に安定した処理が可能な施設

- ・ ごみ量及びごみ質変動に対し、柔軟に対応可能かつ、安定的な処理が可能な施設。
- ・ 長期的に稼働が可能な施設。

基本方針2：環境に配慮した低炭素社会に貢献する施設

- ・ 公害防止対策や地球温暖化対策に配慮し、周辺環境や人にやさしい施設。
- ・ 省エネや最新技術の導入により低炭素社会へ貢献する施設。

基本方針3：環境の大切さを学ぶことができ、次世代へつなげる施設

- ・ 環境学習をととして、良好な自然環境を次世代へ継承する施設。
- ・ みんなで創る資源循環型社会の実現に貢献する施設。

基本方針4：経済性やエネルギーの有効利用に優れた施設

- ・ 施設建設費や長期にわたる維持管理費のコスト低減が図られる施設。
- ・ ごみ処理時に発生するエネルギーを回収し、効率的に有効利用が可能な施設。

基本方針5：災害に強く地域防災拠点となる施設

- ・ 災害時に稼働不能とならないように強靱化され、継続的なごみ処理が可能な施設。
- ・ 災害時に発生したごみの処理が行なえ、必要に応じて水や電気など生活インフラの供給場所として使用できる機能を有した施設。
- ・ 大規模災害時には一時的に避難場所としても使用できる施設。



5. 施設において処理する廃棄物の種類

計画施設の処理対象物は、表 1.5-1 に示すとおりとします。

表 1.5-1 計画施設の処理対象物

処理対象物
可燃ごみ
可燃性粗大ごみ
可燃残渣（大牟田市：リサイクルプラザ、荒尾市：ごみ中継施設）
災害廃棄物

6. 施設の処理能力

156t/24h（78t/24h×2 炉）

7. 施設の処理方式

ストーカ式（全連続燃焼式）

8. 施設の構造及び設備

8. 1 施設配置計画

施設の配置は、現段階において図 1.8-1 に示すとおりです。また、施設配置にあたっての主な視点を以下に示します。

【施設配置にあたっての主な視点】

・施設配置計画上の基本的考え方について

1) 特別高圧電線・送電鉄塔との離隔

事業予定地東側にある九州電力特別高圧電線及び送電鉄塔との離隔距離をとり、特別高圧電線の真下には施設は設置しない。

2) 太陽光発電設備への影響

事業予定地西側に設置されている太陽光発電設備への計画施設の日影の影響を極力小さくするため、工場棟及び煙突については、建設予定内の東側へ寄せて配置する。

3) 浸水対策

建設予定地は有明海に近く、津波や高潮の浸水のリスクがあり、埋立地であることなどから、プラットフォームについては2階レベルとし、車両搬出入はランプウェイ方式とする。

4) 災害廃棄物等仮置場の設置

建設予定地内の西側には、主に大規模災害時に発生する災害廃棄物等処理するまでの一時仮置場（ストックヤード）を設置する。（施設更新時の建替え用地としての使用を想定）

・動線計画上の基本的考え方について

1) 安全なごみの搬出入ルートの設定

安全にごみの搬出入ができるように、建設予定地北側に隣接する市道健老町 11 号線より搬出入を行う。また、建設予定地内で十分な待機スペースを設け、安全な動線となるよう配慮する。

2) 安全な施設見学者動線の確保

施設見学者車両及び見学者の建設予定地内で、ごみ搬入車両との動線が交差しない等、安全な動線となるよう配慮する。

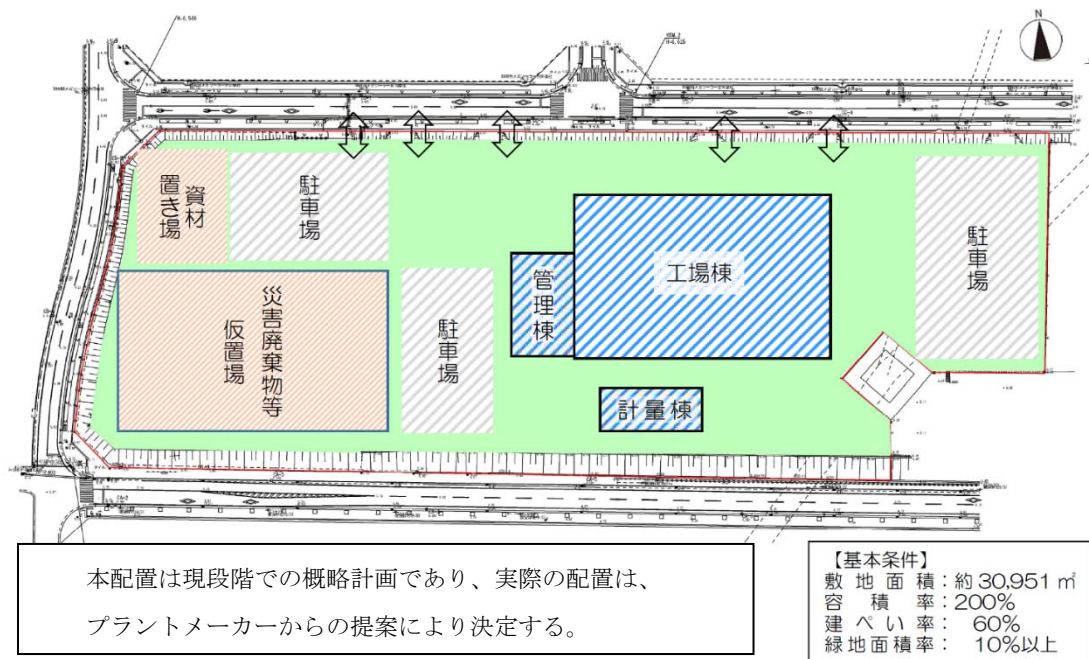


図 1.8-1 施設配置計画（案）

8. 2 計画諸元

計画施設の計画諸元を表 1.8-1 に、基本処理フローを図 1.8-2 に示します。

表 1.8-1 計画諸元（1/2）

項目	計画諸元					
処理能力	156 t/日（78t/日×2 炉）					
処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣、災害廃棄物等					
計画ごみ質	項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
	低位発熱量		kJ/kg	5,900	8,600	11,300
	三成分	水分	%	55.8	45.5	35.3
		灰分	%	5.1	5.9	6.7
		可燃分	%	39.1	48.6	58.0
	単位体積重量		kg/m ³	265	217	169
受入供給設備	ピット&クレーン方式					
燃焼設備	ストーカ方式（2 炉）					
排ガス処理設備	ばいじん：ろ過式集じん器 塩化水素・硫黄酸化物：有害ガス除去装置（乾式法） 窒素酸化物：無触媒脱硝方式（触媒脱硝方式との併用の可能性含む） ダイオキシン類、水銀：活性炭吹込設備					
余熱利用設備	発電：蒸気タービン発電（エネルギー回収率 19%以上） 場内余熱利用：場内使用（詳細未定）					
煙突高さ	59m 以下					
熱回収方法	廃熱ボイラ方式					
運転計画	24 時間連続運転					
給水設備	プラント用水：上水、再利用水、工業用水 生活用水：上水 その他（植栽散水）：雨水					

表 1.8-1 計画諸元 (2/2)

項目	計画諸元
排水処理設備	プラント系排水：クローズド（無放流） プラント系生活雑排水：プラント系排水と同様に処理 生活系排水：下水道放流 雨水排水：公共用水域 プラント系排水、生活系雑排水（トイレを除く）は、適正に処理し場内で再利用を図る。 雨水は可能な限り再利用し、未利用分は調整池を経由して公共用水域に放流する。
処理生成物	焼却灰、飛灰
生成物処分方法	資源化または埋立（詳細未定）
構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造（詳細未定）
竣工予定	令和10年6月30日

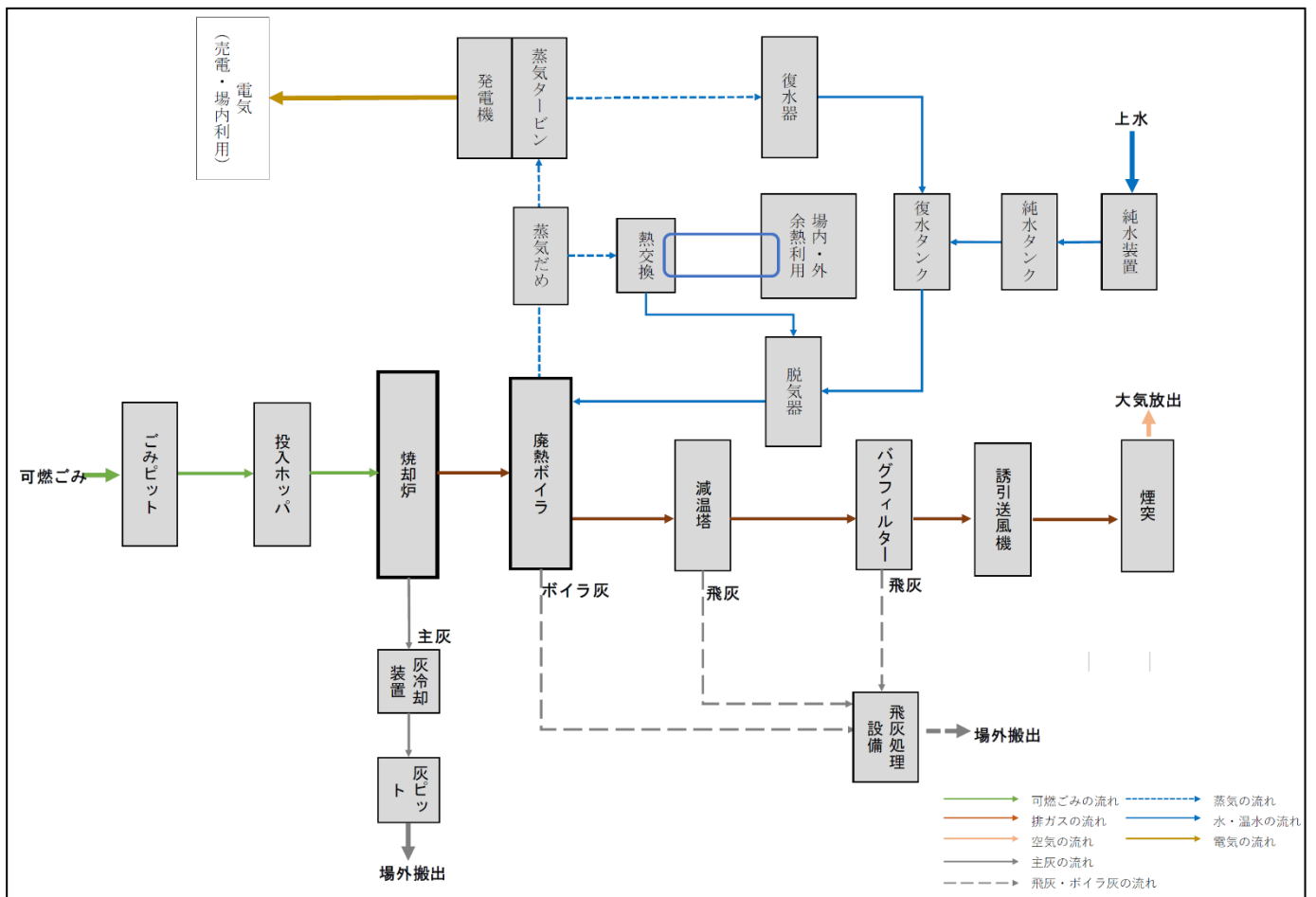


図 1.8-2 基本処理フロー（ストーカ式（全連続燃焼式））

9. 公害防止対策

公害防止対策として表 1.9-1～7 に示す公害防止基準を設定します。

表1.9-1 排ガス基準値

項目	自主基準値	法令等基準値 ^注
ばいじん	0.01 g/m ³ N 以下	0.04 g/m ³ N 以下
塩化水素	50 ppm 以下	430 ppm 以下
硫黄酸化物	40 ppm 以下	K 値規制 K 値 2.34 以下
窒素酸化物	100 ppm 以下	250 ppm 以下
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m ³ N 以下	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下
水銀	30 μg/m ³ N 以下	30 μg/m ³ N 以下
一酸化炭素	30 ppm (4 時間平均)	100 ppm

注：大気汚染防止法（ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、水銀）
 ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン類）
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一酸化炭素）
 一酸化炭素：100 ppmを超える瞬時値のピークを極力発生させないこと。

表 1.9-2 焼却灰及び焼却飛灰のダイオキシン類含有量基準値

項目	基準値
ダイオキシン類	3.0 ng-TEQ/g以下

表1.9-3 焼却飛灰の溶出基準値

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005 mg/L以下
カドミウムまたはその化合物	0.09 mg/L以下
鉛またはその化合物	0.3 mg/L以下
六価クロムまたはその化合物	1.5 mg/L以下
砒素またはその化合物	0.3 mg/L以下
セレンまたはその化合物	0.3 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下

表 1.9-4 騒音基準値

区 分	朝 午前6時～午前8時	昼 間 午前8時～午後7時	夕 午後7時～午後11時	夜 間 午後11時～午前6時
基準値	70 dB	70 dB	70 dB	65 dB

表 1.9-5 振動基準値

区 分	昼 間 午前 8 時～午後 7 時	夜 間 午後 7 時～午前 8 時
基準値	60 dB	55 dB

表 1.9-6 悪臭の公害防止基準

項目	基準値	項目	基準値
アンモニア	1 ppm	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	イソブタノール	0.9 ppm
硫化水素	0.02 ppm	酢酸エチル	3 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	メチルイソブチルケトン	1 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	トルエン	10 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	スチレン	0.4 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	キシレン	1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	ノルマル酪酸	0.001 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm

煙突や脱臭装置の排出口において、下記の基準値以下とする。

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により流量を算出する方法とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 排出口における許容限度 ($N \text{ m}^3/h$)

H_e : 補正された排出口高さ (m)

C_m : 上記敷地境界での規制基準 (ppm)

(悪臭防止法施行規則 第三条)

【対象物質】

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 13 物質。

表 1.9-7 下水道排除基準

法令	項目	下水道排除基準値
大牟田市下水道条例	温度	45 ℃未満
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満
	水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満
	生物化学的酸素要求量	600 mg/L 未満
	浮遊物質量	600 mg/L 未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L 以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L 以下
	窒素含有量	240 mg/L 未満
	リン含有量	32 mg/L 未満
	沃素消費量	220 mg/L 未満
下水道法	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
	シアン化合物	1 mg/L 以下
	有機リン化合物	1 mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
	チウラム	0.06 mg/L 以下
	シマジン	0.03 mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
	ベンゼン	0.1 mg/L 以下
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
	ほう素及びその化合物	河川 10 海域 230 mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	河川 8 海域 15 mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
	フェノール類	5 mg/L 以下
	銅及びその化合物	3 mg/L 以下
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下
	鉄及びその化合物	10 mg/L 以下
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L 以下
	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

注：プラント排水は無放流とし、生活排水排出基準は、下水道法及び大牟田市下水道条例の基準とする。

10. 収集・運搬計画

10. 1 収集区域

廃棄物の収集区域は大牟田市及び荒尾市の全域とします。なお、廃棄物運搬車両台数は、1 日当たり搬入台数平均 289 台（延べ最大 494 台）であり、今後は同程度で推移するものと考えられます。

また、主要運搬経路は、大牟田市側からは、有明海沿岸道路（国道 208 号）及び市道健老町 14 号線、または市道新開町 1 号線を通り、市道健老町 11 号線を利用する。一方、荒尾市側からは国道 389 号、有明海沿岸道路（国道 208 号）を通り、市道健老町 14 号線及び 11 号線を利用したルートとします。（図 1.10-1 参照）

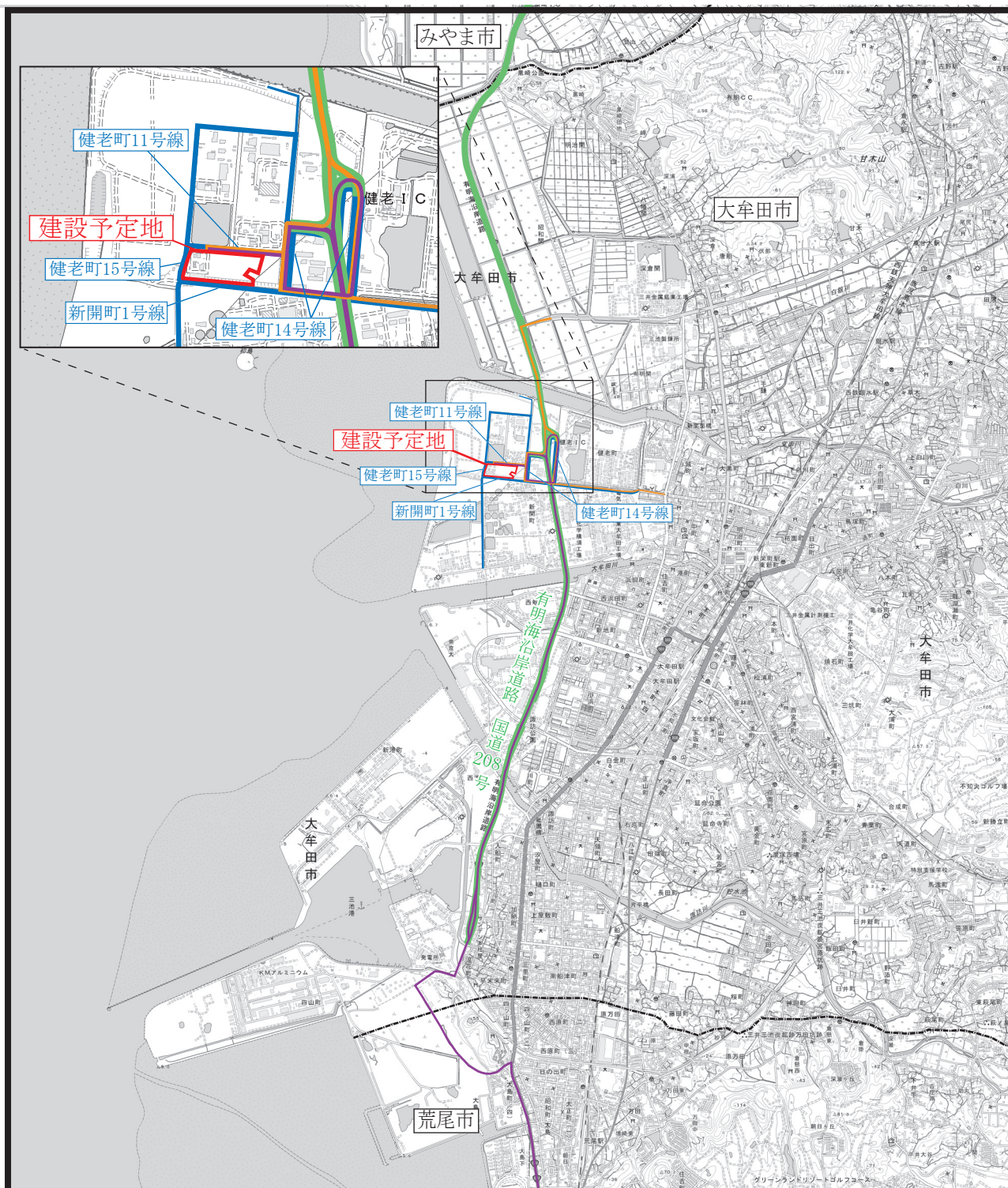
10. 2 廃棄物の搬入日及び時間

月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 45 分から正午、午後 1 時から午後 4 時 45 分まで
（年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日）を除く）

注：1) 土、日、祝日は基本的小み搬入を行わないが、毎年、大牟田市及び荒尾市で作成するごみ収集カレンダーにより変更する場合がある。

2) ハッピーマンデーとなる月曜日は原則ごみを受け入れる。

3) ごみ収集状況により上記時間を超過する場合がある。



凡例

□ : 建設予定地

----- : 市界

— : 廃棄物運搬車両主要走行ルート(大牟田市側)

— : 廃棄物運搬車両主要走行ルート(荒尾市側)

— : 建設予定地周辺の市道



S = 1 : 50,000



図1.10-1 廃棄物運搬車両の主要運搬経路図

11. 環境保全のための配慮措置

11. 1 大気汚染防止対策

- ・計画施設からの排出ガスは、大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた自主基準値を設定し、その基準値を遵守します。
- ・排出ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素、水銀などの連続測定により適切な運転管理を行います。
- ・排出ガス中の大気汚染物質の濃度を定期的に測定し、その結果を公表します。
- ・粉じんが発生する箇所や機械設備には十分な能力を有するバグフィルター集じん装置や散水設備等を設けるなど粉じん対策を講じます。

11. 2 騒音・振動防止対策

- ・騒音が発生する機械設備は、騒音の少ない機種を選定し、必要に応じて防音構造の室内に収納することで、騒音が外部に洩れないようにします。
- ・排風機・ブロワ等の設備には必要に応じて消音器を取り付けるなど、防音対策を施します。
- ・振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため独立基礎とし、防振装置を設けるなどの対策を講じます。
- ・駆体構造の高剛性化等による防音・防振対策を実施します。
- ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保ちます。

11. 3 悪臭防止対策

- ・ごみピットには、外部との開口部を必要最小限にするため車両感知式投入扉を設置し、ごみ投入時以外は扉を閉鎖することにより臭気の漏洩を防止します。
- ・ごみピットから発生する臭気は、燃焼空気としてピット内から吸引することにより、ピット内を常に負圧に保つとともに、ごみ搬入車の出入りするプラットホームには搬入扉及びエアカーテンを設置し、臭気が外部に漏れることを防止します。
- ・全炉休止時における悪臭漏洩防止対策として脱臭装置を設置します。

11. 4 水質汚濁防止対策

- ・設備から発生する各種の汚水は、本施設の排水処理設備に送水して処理します。
- ・プラント排水及び工場棟内の生活雑排水（トイレを除く）は処理したうえ、施設内で再利用します。
- ・生活排水は処理したうえ、下水道に放流します。
- ・本施設内の雨水は可能な限り再利用するものとし、再利用できない雨水は排出量の調整を行ったうえ、敷地周りに敷設されている側溝を介して公共用水域に放流します。

11. 5 廃棄物の排出等における環境配慮

- ・積極的に廃棄物の再利用・再資源化に努めます。
- ・廃棄物の搬出は、飛散防止のために覆い等を設けた適切な運搬車両を用います。

11. 6 交通安全対策

- ・廃棄物運搬車両の主要走行ルートを設定します。
- ・廃棄物運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守します。
- ・廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間、搬入ルートの分散化に努めます。

12. 事業スケジュール案

本事業に係る事業スケジュール案は表 1. 12-1 に示すとおりです。

表 1. 12-1 事業スケジュール案

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度 以降
都市計画 決定							
基本設計・ 事業者選定							
建設工事・ 試運転							
運営業務							

注：令和 5 年 5 月時点で想定している事業スケジュール案である。

第2章 生活環境影響調査項目の選定

1. 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

計画施設に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連を整理し、表 2. 1-1 に示します。

計画施設の内容から想定される生活環境影響要因と周辺の地域特性等から、選定した調査事項は、「大気質」、「騒音」、「振動」及び「悪臭」としました。調査位置図を図 2. 1-1 に示します。

表 2. 1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連

調査事項		環境影響要因 調査項目	供用による影響			
			煙突排ガスの排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○			
		二酸化窒素 (NO ₂)	○			○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○			○
		塩化水素 (HCL)	○			
		ダイオキシン類	○			
		水銀	○			
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	臭気指数（臭気濃度）又は特定悪臭物質濃度	○		○	
水環境	水質	生物化学的酸素(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、ダイオキシン類、その他必要な項目		×		

○：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）に示されている焼却施設の標準的調査項目であり、建設予定地周辺の生活環境の状況に応じて選定した項目。

×：同指針において標準項目として設定されているが、プラント排水はクロードシステムによる場内再利用、生活排水は公共下水道への接続を計画しているため公共用水域への排水は行わないことから、調査の対象外とした。

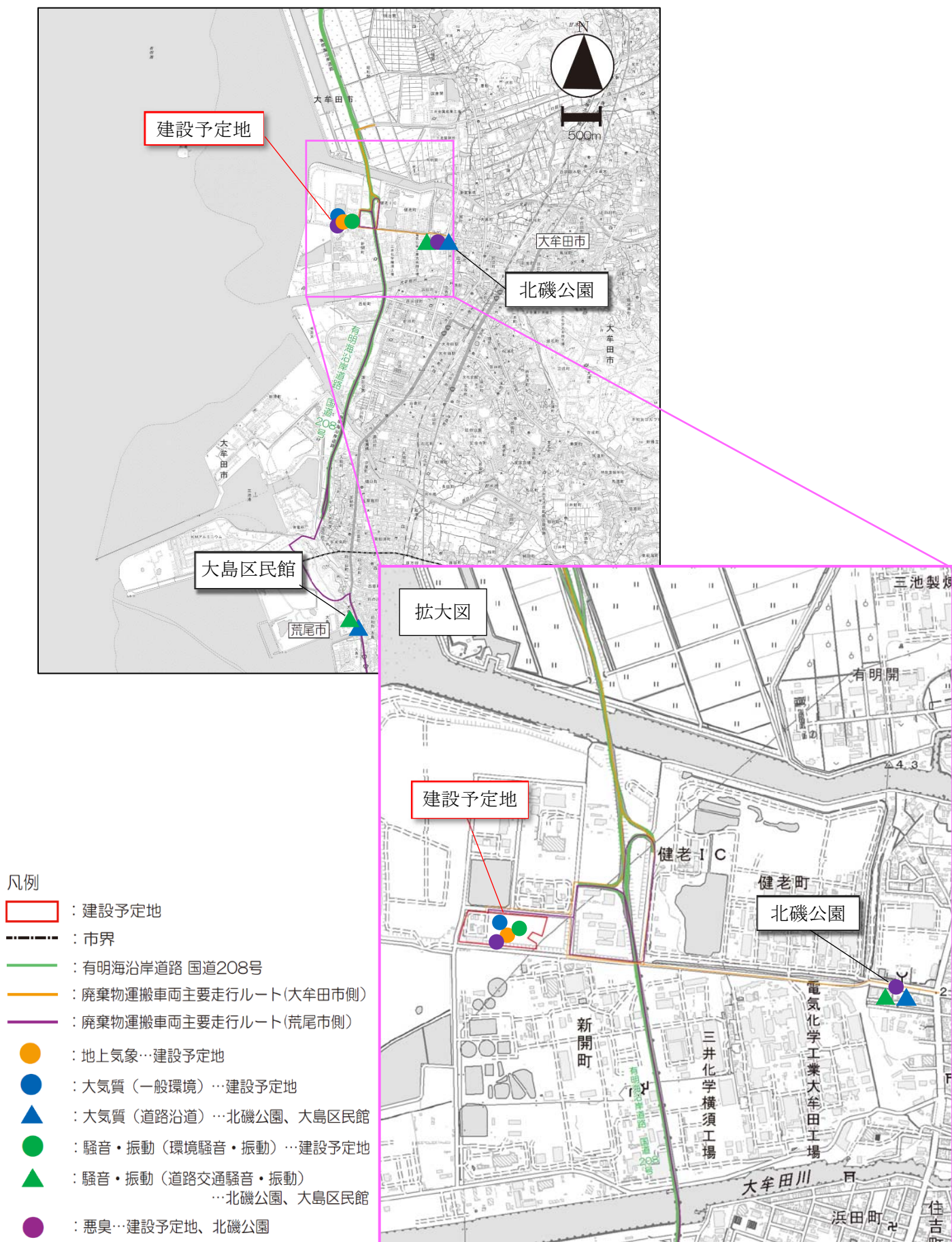


図 2.1-1 調査地点図

第3章 生活環境影響調査の結果

1. 大気質

<調査の概要>

地上気象について、建設予定地で、令和4年9月17日から1年間、風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量の調査を行いました。

また、大気質の調査は、建設予定地、北磯公園、大島区民館の3地点で4季(各1週間)行いました。

1) 現況調査の結果

(1) 地上気象

調査の結果、年間の平均風速は2.4m/sとなっていました。風向は、年間では北からの風が卓越しており、その出現率は13.4%でした。

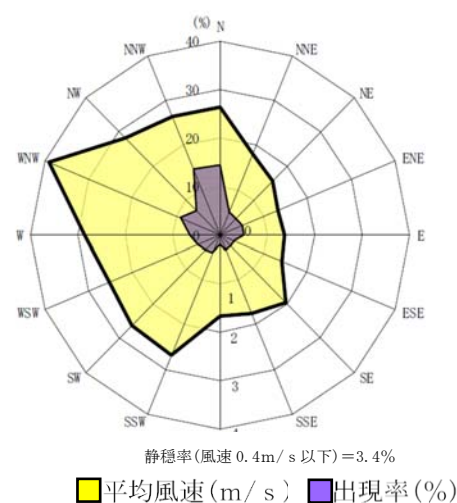


図 3.1-1 風向・風速調査結果

(2) 大気質

調査の結果、全ての測定項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀、塩化水素）について、環境基準または目標値、指針値を下回っていました。

表 3.1-1 大気質調査結果

項 目			環境大気	沿道大気		環境基準等	
			建設予定地	北磯公園	大島区民館	適否	基準値
二酸化硫黄 (SO ₂)	(ppm)	期間平均値	0.002	—	—	適	—
		1時間値の最高値	0.033	—	—		0.1
		日平均値の最高値	0.005	—	—		0.04
二酸化窒素 (NO ₂)	(ppm)	期間平均値	0.010	0.013	0.020	適	—
		1時間値の最高値	0.040	0.070	0.114		—
		日平均値の最高値	0.019	0.027	0.048		0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	(mg/m ³)	期間平均値	0.021	0.019	0.020	適	—
		1時間値の最高値	0.115	0.046	0.080		0.2
		日平均値の最高値	0.063	0.032	0.036		0.1
ダイオキシン類	(pg-TEQ/m ³)	期間平均値	0.020	—	—	適	0.6
水銀	(ng/m ³)	期間平均値	4.1	—	—	適	40
塩化水素	(ppm)	期間最高値	<0.002	—	—	適	0.02

注：1) 秋季、冬季、春季、夏季の調査結果による。

2) 「<」は定量下限未満を示す。

2) 予測・影響の分析

(1) 煙突排ガスの排出

計画施設からの排出ガスは、大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた計画施設の基準値を設定し、その基準値を遵守します。また、大気汚染物質の排出抑制を目的として、消石灰・活性炭の吹き込み、バグフィルターなど排ガス処理設備の設置、定期点検を実施し適切な運転管理を行うなどの大気汚染防止対策を実施することにより大気質への負荷を低減させることから、環境保全目標は達成されるものと考えます。

年平均濃度・日平均濃度を予測した結果、最大着地濃度出現地点（建設予定地の東約 650m）において、いずれの項目ともに環境保全目標値を下回りました。

表 3.1-2 施設の稼働による影響の予測・評価結果(年平均濃度・日平均濃度)

項 目		年平均 予測濃度	日平均 予測濃度	環境保全目標 ^注
二酸化硫黄(SO ₂)	(ppm)	0.002	0.005	日平均値：0.04ppm以下
二酸化窒素(NO ₂)	(ppm)	0.010	0.024	日平均値 ：0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	(mg/m ³)	0.021	0.045	日平均値：0.10mg/m ³ 以下
ダイオキシン類	(pg-TEQ/m ³)	0.020	—	年平均値：0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水銀	(μg/m ³)	0.0042	—	年平均値：0.04μg/m ³ 以下

注：1) 環境保全目標は環境基準もしくは指針値、目標値等。

：2) 日平均予測濃度：年平均予測濃度から回帰式を用いて換算した値。なお、ダイオキシン類、水銀については、環境保全目標が年平均値であるため換算していない。

また、施設の稼働に伴う1時間値の将来予測濃度を算出した結果、環境保全目標を下回りました。

表 3.1-3 施設の稼働による影響の予測・評価結果(1時間値の高濃度)

条 件	項 目		寄与濃度	バックグラウンド 濃度	1時間値の 予測濃度	環境保全目標 ^注
一般的な 気象条件下	二酸化硫黄 (SO ₂)	(ppm)	0.0025	0.033	0.035	1時間値0.1以下
	二酸化窒素 (NO ₂)	(ppm)	0.0061	0.040	0.046	1時間値0.1以下
	浮遊粒子状物質 (SPM)	(mg/m ³)	0.00061	0.115	0.116	1時間値0.2以下
	塩化水素 (HCL)	(ppm)	0.0031	0.002	0.005	1時間値0.02以下
逆転層発生時 (フミゲーション時)	二酸化硫黄 (SO ₂)	(ppm)	0.0079	0.033	0.041	1時間値0.1以下
	二酸化窒素 (NO ₂)	(ppm)	0.0198	0.040	0.060	1時間値0.1以下
	浮遊粒子状物質 (SPM)	(mg/m ³)	0.0020	0.115	0.117	1時間値0.2以下
	塩化水素 (HCL)	(ppm)	0.0099	0.002	0.012	1時間値0.02以下
ダウンウォッシュ・ ダウンドラフト時	二酸化硫黄 (SO ₂)	(ppm)	0.0007	0.033	0.034	1時間値0.1以下
	二酸化窒素 (NO ₂)	(ppm)	0.0018	0.040	0.042	1時間値0.1以下
	浮遊粒子状物質 (SPM)	(mg/m ³)	0.00018	0.115	0.115	1時間値0.2以下
	塩化水素 (HCL)	(ppm)	0.0009	0.002	0.003	1時間値0.02以下

注：環境保全目標は環境基準もしくは指針値、目標値等。

(2) 廃棄物運搬車両の走行

事業の実施にあたっては、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間・搬入ルート分散化に努めるとともに、アイドリングストップを励行するなど、大気汚染を低減させることから、廃棄物運搬車両の走行による大気質への影響は低減されるものと考えます。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質について予測した結果、いずれの項目ともに環境保全目標値を下回りました。

表 3.1-4 廃棄物運搬車両の走行による影響の予測・評価結果

区分	北磯公園		大島区民館	
	東向き及び西向き車線側道路端		北西向き及び南東向き車線側道路端	
項目	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)
年平均予測濃度	0.013	0.019	0.020	0.020
日平均予測濃度	0.027	0.047	0.037	0.049
環境保全目標	二酸化窒素 日平均値：0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下 浮遊粒子状物質 日平均値：0.10mg/m ³ 以下			

2. 騒音

<調査の概要>

建設予定地及びその周辺地域における騒音の現況を把握するため、建設予定地で環境騒音の調査を、廃棄物運搬車両主要走行ルート2地点（北磯公園、大島区民館）で道路交通騒音の調査を行いました。

1) 現況調査の結果

(1) 環境騒音

調査結果について、調査地点に環境基準は適用されませんが、参考としてC類型の環境基準と比較すると昼間及び夜間ともに環境基準を下回っていました。

また、規制基準と比較すると、基準を下回っていました。

調査中に確認された音は、主に付近の工場の稼働音及び隣接する道路を走行する車両走行音でした。

表 3.2-1 環境騒音の調査結果(環境基準との比較)

単位：dB

調査地点	時間区分		等価騒音レベル (LAeq)	備考		
				環境基準		地域の類型
建設予定地	昼間	6～22時	50	○	60	C 類型 (参考)
	夜間	22～翌6時	49	○	50	

注：1) 各時間区分の等価騒音レベル^(注1)は、各時間の測定値をエネルギー平均した値である。

表 3.2-2 環境騒音の調査結果(規制基準との比較)

単位：dB

調査地点	時間区分		時間率 騒音レベル (L5)	備考		
				規制基準		地域の類型
建設予定地	朝	6～8時	52	○	70	第4種区域
	昼間	8～19時	52	○	70	
	夕	19～23時	50	○	70	
	夜間	23～翌6時	50	○	65	

注：1) 各時間区分の時間率騒音レベル^(注2)は、各時間の90%レンジの上端値を算術平均した値である。

(注1) 等価騒音レベル

ある時間範囲について、変動する騒音のレベルをエネルギー的な平均値として表したものの。

(注2) 時間率騒音レベル

騒音レベルが、対象とする時間範囲のN%の時間にわたってあるレベル値を超えている場合、その騒音レベルをN%時間率騒音レベルという。なお、L50を50%時間率騒音レベル（中央値）、L5を5%時間率騒音レベル（90%レンジの上端値）、L95を95%時間率騒音レベル（90%レンジの下端値）などという。

(2) 道路交通騒音

調査結果について、環境基準及び騒音規制法による要請限度と比較すると、北磯公園では環境基準を昼間のみ上回っていました。大島区民館では環境基準を下回っていました。

また、要請限度と比較すると、北磯公園及び大島区民館ともに要請限度を下回っていました。調査中に確認された音は、主に道路を走行する車両走行音でした。

表 3.2-3 道路交通騒音の調査結果(環境基準との比較)

単位：dB

調査地点	時間区分		等価騒音レベル (LAeq)	備考		
				環境基準		地域の区分
北磯公園	昼間	6～22時	67	×	65	C地域のうち車線を有する道路に面する地域
	夜間	22～翌6時	59	○	60	
大島区民館	昼間	6～22時	68	○	70	幹線交通を担う道路に近接する空間
	夜間	22～翌6時	64	○	65	

表 3.2-4 道路交通騒音の調査結果(要請限度との比較)

単位：dB

調査地点	時間区分		等価騒音レベル (LAeq)	備考		
				要請限度		区域の区分
北磯公園	昼間	6～22時	67	○	75	C区域のうち車線を有する道路に面する区域
	夜間	22～翌6時	59	○	70	
大島区民館	昼間	6～22時	68	○	75	
	夜間	22～翌6時	64	○	70	

2) 予測・影響の分析

(1) 施設の稼働

事業の実施にあたっては、騒音発生機器等は屋内に設置し、騒音の屋外への伝搬を抑制するとともに、騒音が発生しやすい設備は、騒音の少ない機種を選定し、適切な防音対策を行うなどにより施設稼働の騒音による影響を低減させます。

施設稼働の騒音による影響を予測した結果、すべての予測地点及び時間区分で環境保全目標を下回っており、現況騒音レベルからの変化も小さく、施設稼働により現況を著しく悪化させるものではないと考えます。

表 3.2-5 施設の稼働による影響の分析 (L₅)

単位：dB

予測地点	時間区分	現況騒音レベル	寄与騒音レベル	稼働時の騒音レベル	環境保全目標
敷地境界 東側	朝 6～8時	52	45	53	70
	昼間 8～19時	52	45	53	70
	夕 19～23時	50	45	51	70
	夜間 23～翌6時	50	45	51	65
敷地境界 西側	朝 6～8時	52	36	52	70
	昼間 8～19時	52	36	52	70
	夕 19～23時	50	36	50	70
	夜間 23～翌6時	50	36	50	65
敷地境界 南側	朝 6～8時	52	46	53	70
	昼間 8～19時	52	46	53	70
	夕 19～23時	50	46	52	70
	夜間 23～翌6時	50	46	52	65
敷地境界 北側	朝 6～8時	52	47	53	70
	昼間 8～19時	52	47	53	70
	夕 19～23時	50	47	52	70
	夜間 23～翌6時	50	47	52	65

(2) 廃棄物運搬車両の走行

事業の実施にあたっては、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるなどにより、廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響は低減されます。

廃棄物運搬車両の走行による影響を予測した結果、環境保全目標を比較すると、北磯公園では環境保全目標を上回っていますが、騒音レベルの増加量は、1.2dB と小さく、現況を著しく悪化させるものではないと考えます。

また、大島区民館では環境保全目標を下回っており、騒音レベルの増加量も 0.5dB と小さく、現況を著しく悪化させるものではないと考えます。

表 3.2-6 廃棄物運搬車両の走行による影響の分析 (LAeq)

単位：dB

予測地点	一般車両 (現況値)	増加量	一般車両＋ 廃棄物運搬車両 (予測値)	環境保全目標
北磯公園	66.6	1.2	67.8	65
大島区民館	68.3	0.5	68.8	70

3. 振動

<調査の概要>

建設予定地及びその周辺地域における振動の現況を把握するため、建設予定地で環境振動の調査を、廃棄物運搬車両主要走行ルート2地点（北磯公園、大島区民館）で道路交通振動の調査を行いました。

1) 現況調査の結果

(1) 環境振動

調査結果について、建設予定地は振動規制法に基づく規制地域に該当しないため、規制基準は適用されませんが、参考として第2種区域の規制基準と比較すると、昼間及び夜間ともに規制基準を下回っていました。

表 3.3-1 環境振動調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分		振動レベル (L10)	備考		
				規制基準		地域の類型
建設予定地	昼間	8～19時	33	○	65	第2種区域 (参考)
	夜間	19～翌8時	30	○	60	

(2) 道路交通振動

調査結果について、北磯公園及び大島区民館ともに昼間及び夜間における要請限度を下回っていました。

表 3.3-2 道路交通振動調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分		振動レベル (L10)	備考		
				要請限度		地域の区分
北磯公園	昼間	8～19時	45	○	70	第2種区域
	夜間	19～翌8時	34	○	65	
大島区民館	昼間	8～19時	43	○	70	
	夜間	19～翌8時	35	○	65	

2) 予測・影響の分析

(1) 施設の稼働

事業の実施にあたっては、振動が発生しやすい設備は、振動の少ない機種を選定し、適切な防振対策を行うなどにより、施設稼働の振動による影響を低減させます。

施設稼働の振動による影響を予測した結果、環境保全目標を下回っていました。また、各地点ともに大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルと考えます。

表 3.3-3 施設の稼働による影響の分析(L₁₀)

単位：dB

予測地点	時間区分		現況振動 レベル	寄与振動 レベル	稼働時の 振動レベル	環境保全目標
敷地境界 東側	昼間	8～19時	33	〈30	35	60
	夜間	19～翌8時	30	〈30	33	55
敷地境界 西側	昼間	8～19時	33	〈30	35	60
	夜間	19～翌8時	30	〈30	33	55
敷地境界 南側	昼間	8～19時	33	38	39	60
	夜間	19～翌8時	30	38	39	55
敷地境界 北側	昼間	8～19時	33	38	39	60
	夜間	19～翌8時	30	38	39	55

注：「〈30」は測定下限値（30dB）未満であることを示す。

(2) 廃棄物運搬車両の走行

事業の実施にあたっては、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるなどにより、廃棄物運搬車両の走行による振動の影響を低減させます。

廃棄物運搬車両の走行による影響を予測した結果、全地点で環境保全目標を下回りました。また、全地点で大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルと考えます。

表 3.3-4 廃棄物運搬車両の走行による影響の分析(L₁₀)

単位：dB

予測地点	一般車両 (現況値)	増加量	一般車両＋ 廃棄物運搬車両 (予測値)	環境保全目標
北磯公園	45	3	48	70
大島区民館	43	0	43	70

4. 悪臭

<調査の概要>

建設予定地及びその周辺地域における悪臭（特定悪臭物質22項目、臭気指数）の現況を把握するため、建設予定地、周辺人家付近（北磯公園）で、臭気の強くなる夏季に調査を行いました。

1) 現況調査の結果

現地調査を実施した結果、試料採取時に臭気は感じられず、敷地境界における規制基準を下回っていました。

表 3.4-1 悪臭調査結果

項 目	単 位	建設予定地	北磯公園 (周辺人家付近)	規制基準 (A区域)
調査日	—	令和5年7月20日		—
試料採取時間	—	14:50～15:05	12:40～12:55	—
天候	—	晴れ		—
気温	℃	31.1	30.0	—
湿度	%	70	75	—
風向	—	NE	NE	—
風速	m/s	3.0	2.2	—
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	1
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	0.002
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	0.02
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	0.01
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	0.009
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	0.005
アセトアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	0.009
イソバレールアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	0.003
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	0.9
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	1
トルエン	ppm	<1	<1	10
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	0.4
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	1
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	0.03
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	0.0009
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	0.001
臭気指数	—	<10	<10	—

注：大牟田市では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。

2) 予測・影響の分析

(1) 煙突排ガスの排出

施設の煙突からの排出ガスの悪臭の予測結果では、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は煙突より風下 470m で臭気指数は 10 未満と予測され、環境保全目標（臭気指数 10 以下）を達成するものと考えます。

(2) 休炉時の脱臭装置出口からの排出

休炉時の脱臭装置出口からの排出による悪臭の予測結果では、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は煙突より風下 165m で臭気指数は 10 未満と予測され、環境保全目標（臭気指数 10 以下）を達成するものと考えます。

(3) 施設からの悪臭の漏洩

施設からの悪臭漏洩を防止するため、プラットホーム出入口扉及びエアカーテンの設置、休炉時の脱臭装置での処理などの環境保全措置の実施並びに敷地境界における規制基準を遵守することから、環境保全目標を達成するものと考えます。

第4章 総合評価

本生活環境影響調査の対象とした調査事項は、「大気質」、「騒音」、「振動」及び「悪臭」の計4項目です。

各調査事項の現況調査、予測、環境保全のための措置、影響の分析の概要は次頁に示すとおりです。本事業の実施による周辺環境への影響を予測した結果、施設稼働により現況の生活環境を著しく悪化させるものではないと考えます。また、事業計画段階において環境の保全のための措置を講ずることにより、影響は低減できるものと考えます。

なお、本事業の実施にあたっては、生活環境の保全に最大限配慮し、慎重に進めてまいります。

調査事項	現 況	予 測
大気質	建設予定地及び廃棄物運搬車両の走行するルート上の2地点の計3地点で調査を実施した。 調査の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は、いずれの項目も環境基準値を下回っていた。また、塩化水素、水銀についても目標値もしくは指針値を下回っていた。	煙突排ガスの排出 最大着地濃度出現地点の年平均濃度は、二酸化硫黄0.002ppm、二酸化窒素0.010ppm、浮遊粒子状物質0.021mg/m³、ダイオキシン類0.020pg-TEQ/m³、水銀0.0042μg/m³と予測された。また、日平均濃度は二酸化硫黄0.005ppm、二酸化窒素0.024ppm、浮遊粒子状物質0.045mg/m³と予測された。
		廃棄物運搬車両の走行 二酸化窒素の日平均濃度は、0.06ppm以下（日平均値）、浮遊粒子状物質は0.10mg/m³以下（日平均値）と予測された。
騒音	環境騒音について、建設予定地で調査を実施した。建設予定地は環境基準の適用を受けていないが、参考として「C類型」の基準値と比較すると、いずれの時間区分においても基準値を下回っていた。また、騒音規制法に基づく規制基準（第4種区域）と比較すると、いずれの時間区分においても基準値を下回っていた。 道路交通騒音について、廃棄物運搬車両の走行するルート2地点で調査を実施した。環境基準（北磯公園：C地域のうち車線を有する道路に面する地域、大島区民館：幹線道路を担う道路に近接する地域）と比較すると、北磯公園の昼間のみ基準値を上回っていた。また、騒音規制法に基づく要請限度（C区域のうち車線を有する道路に面する区域）と比較すると、全地点でいずれの時間区分においても基準値を下回っていた。	施設の稼働 騒音レベルについて、朝（6～8時）52～53dB、昼間（8～19時）52～53dB、夕（19～23時）50～52dB、夜間（23～翌6時）50～52dBと予測された。
		廃棄物運搬車両の走行 騒音レベル（昼間平均）は、北磯公園で67.8dB、大島区民館で68.8dBと予測され、騒音レベルの増加は、北磯公園で1.2dB、大島区民館で0.5dBと予測された。
振動	環境振動について、環境騒音と同地点で調査を実施した。建設予定地は振動規制法に基づく規制基準の適用を受けていないが、参考として「第2種区域」と比較すると、いずれの時間区分においても基準値を下回っていた。 道路交通振動について、道路交通騒音と同地点で調査を実施した。振動規制法に基づく「道路交通振動の限度（要請限度）」（第2種区域）と比較すると、全地点でいずれの時間区分においても基準値を下回っていた。	施設の稼働 振動レベルは、昼間（8～19時）35～39dB、夜間（19～翌8時）33～39dBと予測された。
		廃棄物運搬車両の走行 振動レベル（昼間平均）は、北磯公園で48dB、大島区民館で43dBと予測され、振動レベルの増加量は、北磯公園で3dB、大島区民館では現況から変化がないと予測された。
悪臭	建設予定地及び北磯公園（周辺人家付近）において現地調査を実施した結果、試料採取時に臭気は感じられず、全ての項目が事業場の敷地境界における規制基準を下回っていた。	煙突排ガスの排出 煙突排ガスによる影響について予測した結果、最大着地臭気濃度は風下470m付近に出現し、臭気指数は10未満（臭気濃度は10未満）となった。
		休炉時の脱臭装置出口からの排出 休炉時の脱臭装置出口からの排出による影響について予測した結果、最大着地臭気濃度は風下165m付近に出現し、臭気指数は10未満（臭気濃度は10未満）となった。
		施設からの悪臭の漏洩 環境保全措置の実施により、建設予定地周辺の住民に対し、施設から漏洩する悪臭の影響はないものと予測した。

環境保全措置	影響の分析
煙突排ガスの排出 大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた計画施設の基準値を設定し、その基準値を遵守する。また、大気汚染物質の排出抑制を目的として、消石灰・活性炭の吹き込み、バグフィルターなどの排ガス処理設備の設置、定期点検を実施し適切な運転管理を行うなどの大気汚染防止対策を実施することにより大気質への負荷を低減させる。	煙突排ガスの排出 予測の結果は、環境保全目標（二酸化硫黄：日平均値0.04ppm以下、二酸化窒素：日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値0.10mg/m ³ 以下、ダイオキシン類：年平均値0.6pg-TEQ/m ³ 以下及び水銀：年平均値0.04μg/m ³ 以下）を下回った。
廃棄物運搬車両の走行 廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間・搬入ルート分散化に努めるとともに、アイドリングストップの励行などにより、大気汚染を低減させる。	廃棄物運搬車両の走行 予測の結果は、環境保全目標（二酸化窒素：日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値0.10mg/m ³ 以下）を下回った。
施設の稼働 騒音発生機器等は屋内に設置し、騒音の屋外への伝搬を抑制するとともに、騒音が発生しやすい設備は、騒音の少ない機種を選定し、適切な防音対策を行うなどにより施設稼働の騒音による影響を低減させる。	施設の稼働 予測の結果は、全地点でいずれの時間区分においても環境保全目標（朝、昼間、夕：70dB以下、夜間：65dB以下）を下回っており、現況騒音レベルからの変化も小さく、施設稼働により現況を著しく悪化させるものではないと考える。
廃棄物運搬車両の走行 廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるなどにより、廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響を低減させる。	廃棄物運搬車両の走行 予測の結果は、北磯公園では環境保全目標（65dB）を上回っているが、騒音レベルの増加量は1.2dBと小さく、現況を著しく悪化させるものではない。また、大島区民館では環境保全目標（70dB）を下回っており、騒音レベルの増加量も0.5dBと小さく、現況を著しく悪化させるものではないと考える。
施設の稼働 振動が発生しやすい設備は、振動の少ない機種を選定し、適切な防振対策を行うなどにより、施設稼働の振動による影響を低減させる。	施設の稼働 予測の結果は、全地点でいずれの時間区分においても環境保全目標（昼間：60dB以下、夜間：55dB以下）を下回っている。また、全地点で大部分の人が振動を感知するレベル（55dB）を下回っていることから、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルである。
廃棄物運搬車両の走行 廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるなどにより、廃棄物運搬車両の走行による振動の影響を低減させる。	廃棄物運搬車両の走行 予測の結果は、全地点で環境保全目標（70dB）を下回っている。また、全地点で大部分の人が振動を感知するレベル（55dB）を下回っていることから、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルである。
煙突排ガスの排出 ピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み、ごみの燃焼とともに酸化分解する。	煙突排ガスの排出 予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても最大着地濃度地点で臭気指数は10未満と予測される。また、左記に示した措置により煙突排ガスによる悪臭の影響は低減されることから、環境保全目標（最大着地地点において、臭気指数：10以下）を達成するものと考ええる。
休炉時の脱臭装置出口からの排出 休炉時には、ごみピットの悪臭が漏洩しないよう脱臭装置に吸引・処理し、大気へ放出する。	休炉時の脱臭装置出口からの排出 予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても最大着地濃度地点で臭気指数は10未満と予測される。また、左記に示した措置により脱臭装置出口からの排出による悪臭の影響は低減されることから、環境保全目標（最大着地地点において、臭気指数：10以下）を達成するものと考ええる。
施設からの悪臭の漏洩 計画施設のプラットホーム出入り口にはエアカーテンを設置し、臭気の漏洩を防止する。ごみピットは、外部との開口部分を必要最小限とするため投入扉を設置して悪臭の漏洩を防止し、また、ごみピットから発生する臭気については、ピット内から吸引することにより、外部に漏れることを防止する。吸引した臭気については、炉内のごみの燃焼とともに酸化分解する。 さらに、休炉時にはごみピットの臭気が漏洩しないよう脱臭装置に吸引・処理し、大気へ放出する。	施設からの悪臭の漏洩 施設からの悪臭漏洩を防止するため、プラットホーム出入口扉及びエアカーテンの設置、休炉時の脱臭装置での処理などの環境保全措置の実施並びに敷地境界における規制基準を遵守することから、環境保全目標（周辺住民が日常生活において支障を生じさせないこと）を達成するものと考ええる。